

現行基本指針と基本指針（案）との新旧対照表

基本指針（案案）	基本指針（現行）
目次	目次
I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項	I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項
第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的考え方 1 基本的考え方 鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。 しかし、種又は地域によっては生息分布の減少や消滅が進行しており、その一方で、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。 また、狩猟は、単に資源利用としての捕獲という側面だけでなく、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、狩猟者の減少や高齢化が進行し、狩猟者の育成・確保とともに、猟具の使用による危険の予防等の狩猟の適正化を図ることも求められている。 こうした状況の下、鳥獣保護事業は、国際的、全国的、地域的それぞれの視点で関係者間の合意形成を図りながら、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業又は生態系への被害の防止という鳥獣保護管理の考え方を基本として実施するものとする。 また、鳥獣の保護管理は、原因と結果の関係等が必ずしも明らかでない自然界を扱うものであることを踏まえ、その不確実性を補うための順応的な管理や多様な主体の参加と連携を通じ、鳥獣保護区や特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）の実施等をさらにきめ細かく充実していくものとする。併せて狩猟の適正化を推進し、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展に寄与するとともに、これらを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展を目指すこととする。 2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (1) 鳥獣保護管理 シカやイノシシなど一部の大型哺乳類の生息分布が全国的に見て拡大増加傾向にあり、鳥獣による生態系や農林水産業等への被害が依然とし	第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化の基本概念と鳥獣保護事業の実施に関する基本的考え方 鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。 一方、これらの鳥獣が、生活環境、農林水産業及び生態系に対して被害をもたらす場合があり、こうした事態に対しては、鳥獣の個体数調整を含む被害防除対策の実施など、適切な対処が必要となっている。 また、狩猟鳥獣を対象にした狩猟は、単に資源利用としての捕獲の側面だけでなく、鳥獣の個体数調整という面も有し、個体数調整の担い手として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしているが、他方で猟具の使用による危険の予防を図るなど、狩猟の適正化を図ることも求められている。 このように、我が国において鳥獣が健全な状態で生息できるよう鳥獣の保護を図り、これと併せて狩猟の適正化を推進することは、生物多様性の確保及び生活環境の保全、さらには農林水産業の健全な発展にも寄与するとともに、これらのことを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することとなる。

- 1 -

て深刻な状況にある。一方で、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣や、孤立した鳥獣の地域個体群も存在している。

このような状況の中で、特定計画が42都道府県で80計画（平成18年9月現在）が作成され、科学的・計画的な鳥獣保護管理が進展しているが、シカでは生息分布域の大部分で特定計画が作成されている一方で、イノシシ及びサルでは生息分布域に比して作成件数が少ないなど、種によって差が生じている。特定計画の実施状況については、種によって傾向は異なるものの、年数を経ている計画では、策定時より目標に近づいているとの評価となる傾向にあるが、現段階では評価できない又は効果が見られないとの評価もある。一方で、特定計画の実施に当たっては、個体数調整の目標設定がされていない、達成状況について進捗管理が行われていない等の課題もある。このため、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係主体が連携し、総合的な実施を図ることが必要である。加えて、鳥獣保護管理は自然界という不確実な対象を取り扱うものであるため、計画や実施を絶えず点検修正し、より的確なものへと見直す順応的な保護管理の推進が求められている。

また、新たな鳥獣保護管理の方向として、カワウ等が広域的な保護管理の取組が開始されており、鳥獣の地域個体群の特性に応じた広域的な鳥獣保護管理、さらには市町村等での地域ごとの取組の強化が課題となっている。

さらに、特定計画の作成、実施により、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成及び確保の必要性が指摘されている。

(2) 鳥獣保護区

国指定鳥獣保護区については、渡り鳥の生息地等として国際的に重要な湿地等に係る指定が増加している一方、都道府県指定鳥獣保護区については、鳥獣による農林水産業被害等の深刻化などを背景に指定が増加傾向となっている。また、鳥獣保護区における生息環境の悪化も生じており、生息環境の改善を図る必要性も生じている。

(3) 鳥獣保護員

鳥獣保護事業の実施を補助する者として都道府県に置かれている鳥獣保護員については、その新たな役割として鳥獣保護管理についての助言・指導や鳥獣に関する環境教育への活動の充実が期待されており、専門性の確保が課題となっている。

(4) 狩猟

鳥獣保護管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり、鳥獣保護管理に関する専門性の向上を図りつつ適切な人数の確保を図ることが必要な状況となっている。また、わなによる事故や錯誤捕獲が発生しており、網やわなの適切な取扱い、安全確保、法令の遵守等による狩猟の適正化が求められている。

(5) 国際的な取組の状況

国際的な取組として、渡り鳥やその生息地等の保護を図るため、我が国は米国、オーストラリア、ロシア及び中国と二国間渡り鳥条約・協定を締結しており、これらに基づき、情報交換や共同研究等を進めている。

- 2 -

また、「アジア太平洋地域渡り性水鳥保全戦略」の推進に努め、これまでにシギ・チドリ類、ソル類及びガンカモ類の重要生息地ネットワークが構築され、普及啓発や保全のための取組等の国際協力が進展している。

さらに、平成17年に開催された「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）」第9回締約国会議の開催に合わせて新たに20箇所の国内湿地がラムサール条約湿地として登録され、水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地の保全及び賢明な利用の推進が図られている。

しかし、国境を越えて移動する渡り鳥については、その生息状況に不明な点が多いことや、渡りのルート上に位置する国での生息環境が悪化している可能性があることから、国際的な協力により、生息状況の把握や保全のための方策について検討を進める必要がある。また、国内の一部では、生息環境の悪化により渡り鳥の渡来数が減少している事例も見られる。こうした状況の下で、国内の鳥獣保護区の適切な指定及び管理による鳥獣の生息地及び生息環境を安定的に保護していくこと、生息環境が悪化した場合に指定目的に照らして必要があると認めるときには環境の改善のための事業等を実施していくこと、さらには環境教育への活用等の取組を進めていくことが求められている。

(6) 鳥獣の流通その他

鳥獣の流通等については、国内で違法に捕獲した鳥獣を輸入鳥と偽って飼養している事例等が指摘されており、さらに、愛がん飼養、傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等があり、鳥獣の個体の取扱いの適正化に向けた一層の取組が課題となっている。

鳥獣と人に感染する人獣共通感染症については、最近の国内外の高病原性鳥インフルエンザの発生等により関心が高まっており、行政機関における鳥獣担当部局においては、鳥獣に関する専門的な知見からの情報提供などの役割が求められている。

3 鳥獣保護事業の実施の方向性

このように基本的な考え方及び現状と課題の認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との適切な関係の構築を基本として、鳥獣保護事業を次のとおり実施するものとする。

(1) 生物多様性の保全

鳥獣保護事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。このことから、鳥獣保護区及び同特別保護地区、さらには休養区や鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第15条に基づく指定猟法禁止区域等の指定・設定に努めるとともに、法第12条に基づく鳥獣の捕獲等の制限、法第18条に基づく捕獲等をした鳥獣の放置の禁止、法第28条の2に基づく鳥獣保護区における保全事業等の適切な実施に努めるものとする。

(2) 人と鳥獣の適切な関係の構築

ア 特定計画による鳥獣の適切な保護管理

イノシシ、シカ、サル等の大型哺乳類、また、カワウ等の河川の大

第二 鳥獣保護事業の具体的実施にあたっての考え方

このような認識の下、生物多様性の保全及び人と鳥獣との共生の確保を基本として、鳥獣保護事業を次のとおり実施するものとする。

1 生物多様性の保全

鳥獣保護事業の実施は、鳥獣の保護及び生息環境の保全・整備を図る鳥獣保護区等の指定や鳥獣の捕獲制限等の適正な運用等を通じて、地域における生物多様性の保全にも資するものである。このことから、鳥獣保護区及び同特別保護地区、さらには休養区や指定猟法禁止区域等の指定・設定に努めるとともに、鳥獣の捕獲等の制限や捕獲等をした鳥獣の放置の禁止等の制度の適正な運用に努めるものとする。

2 人と自然の共生の確保

(1) 特定鳥獣保護管理計画による鳥獣の適切な保護管理

近年、絶滅のおそれのある鳥獣の種数が増加している一方で、シカやサル等の一部の鳥獣が地域的に増加又は分布を拡大している。これらの鳥獣の一部に

型魚食性鳥類の生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。このような場合には、被害防除対策の実施とともに、適正な個体数に誘導するなど適切な鳥獣の保護管理が必要となる。

一方、生息数が減少し、種の存続に支障を来すおそれが生じている鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群もあることから、安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である。

このため、こうした鳥獣について都道府県は特定計画制度により、適切な保護管理の推進を図るものとし、特定計画を効果的に実施していくために、関係主体の役割の明確化と連携、広域的及び地域的な連携、地域に根ざした取組の充実及び人材の育成とその活用を図るものとする。加えて、必要に応じて、法第14条第1項に基づく休養区における特定鳥獣の狩猟の特例や、法第12条第3項に基づく捕獲数制限のための入猟者承認の制度等の活用を図るものとする。

イ 狩猟の役割とその適正化

狩猟制度は、科学的・計画的な保護管理を図るための鳥獣の個体数管理及び鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手となる狩猟者の確保という役割も果たしている。このため、法第39条に基づく狩猟免許、法第55条に基づく狩猟者登録制度の適切な実施を図るとともに、狩猟者に対して法を始めたとする関係法令の遵守及び狩猟事故の未然防止など危険の予防についての指導の徹底に努め、狩猟の適正化を図るものとする。

ウ 科学的・計画的な保護管理の進め方

人と鳥獣との適切な関係の構築を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定計画制度による鳥獣の保護管理はもとより、有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。

エ 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備

鳥獣の科学的・計画的な保護管理の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携及び鳥獣保護センターの活用を図るなど組織体制の充実に努めるものとする。

また、保護管理に関する専門的知見を持つ鳥獣保護員、技術者及び鳥獣の保護管理の一端を担い得る狩猟者の育成を図り、併せて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究、生息情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護管理のための実施体制の充実に努めるものとする。

(3) 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発等

鳥獣保護事業を効果的に進めるためには、地域住民の理解と協力が不可欠であり、これを踏まえた主体的な参加も求められることから、関係機関やNGOとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、鳥獣による農林水産業に係る被害の実態及び安易な餌付

は、農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られ、このような場合には、被害防除対策の実施とともに、これらの鳥獣を適正な個体数に誘導するなど適切な管理が必要となる。

一方、生息数が減少し、種の存続に支障を来すおそれが生じている鳥獣や、生息域の分断等により地域的に絶滅のおそれが生じている地域個体群については、安定して存続可能な個体数を維持できるよう、生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である。

このため、特に、これらの鳥獣が著しく増加又は減少している場合には、特定鳥獣保護管理計画制度により、被害防除対策の適切な実施を図りつつ、鳥獣の個体数や生息環境を適正な状態に誘導していくという観点から、適切な保護管理の推進を図るものとする。

(2) 狩猟の役割とその適正化

狩猟制度は、農林水産業や生態系への被害防止のための予防的な捕獲及び鳥獣による生活環境、農林水産業若しくは生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害鳥獣捕獲」という。）の担い手となる狩猟者の確保という役割も果たしており、狩猟免許、登録制度の適正な運用を図るとともに、狩猟事故の未然防止など危険の予防を図りつつ、その適正化を図るものとする。

(3) 科学的・計画的な保護管理の進め方

人と鳥獣との共生を図っていくためには、科学的な知見に基づいて計画的に鳥獣の保護管理を進めていくことが必要である。この場合、特定鳥獣保護管理計画制度による鳥獣の保護管理はもとより、有害鳥獣捕獲についても、科学的・計画的に進めるよう努め、その実効性や効率性を高めるものとする。

(4) 科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備

鳥獣の科学的・計画的な保護管理の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、行政と研究機関との連携を図るなど組織体制の充実に努めるとともに、保護管理技術者や鳥獣の保護管理の一端を担い得る狩猟者の育成を図り、併せて、鳥獣の生態や被害防除対策等に関する調査研究、生息密度情報の整備等を進めることにより、鳥獣の保護管理のための実施体制の充実に努めるものとする。

3 地域住民の理解と協力、鳥獣保護事業の普及啓発

鳥獣保護事業を進めるに当たっては、地域住民の理解と協力が不可欠であることから、関係機関やNGOとも連携を図りつつ、鳥獣とのふれあいや自然環境学習教育の実施、人と鳥獣との共生に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣の保護及び管理の必要性について地域住民の理解を深めるための普及啓発を推進する。

けによる影響等の人と鳥獣との適切な関係の構築に関する理解の醸成を図るなど、鳥獣の保護管理の必要性についての理解を深めるための普及啓発及び助言・指導を推進するものとする。

(4) 関係主体の役割の明確化と連携
国、地方公共団体、事業者、市民及び民間団体等の関係主体の役割を明確化した上で各主体が連携し、鳥獣保護事業の効果的な実施を図るものとする。

4 国と地方の役割分担

鳥獣保護区の指定や鳥獣の捕獲等許可の事務などの鳥獣保護事業の実施に当たっては、国と地方がそれぞれの役割分担を踏まえて適正に実施するとともに、それに加えて国は都道府県が実施する鳥獣保護事業の実施に関して必要な助言に努めるなど、国と地方が連絡調整を十分図りつつ推進するものとする。

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

以下の区分及び特性に応じてきめ細かな鳥獣保護管理を進めるものとする。

1 制度上の区分に応じた保護管理

(1) 希少鳥獣

① 対象種

環境省が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠＡ・ⅠＢ類及びⅡ類に該当する鳥獣とし、法第7条第3項に基づき定めるもの並びに都道府県版のレッドリストにおいて同様の取扱いがなされている鳥獣とする。また、レッドリストの見直しにあわせて対象種を見直すものとする。

国の希少鳥獣は法第7条第5項に基づき定め、都道府県の希少鳥獣は鳥獣保護事業計画において示されるものとする。

② 保護管理の考え方

希少鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生息環境の把握に努めるものとする。

また、環境大臣による適切な捕獲許可、国指定鳥獣保護区（希少鳥獣生息地の保護区）の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図るための取組を行うこととする。

特に、絶滅のおそれのある鳥獣については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）に基づき、環境大臣による国内希少野生動植物種の指定及び捕獲等の禁止を行うとともに、必要に応じて保護増殖事業を実施し、種及び地域個体群の保存を図ることとする。

なお、都道府県においても、都道府県の実情に応じた希少鳥獣を鳥獣保護事業計画に示した上で、必要に応じ、上記に準じた保護管理に努めるものとする。

(2) 狩猟鳥獣

① 対象種

以下の1)及び2)に該当する鳥獣とし、狩猟鳥獣は法第2条第3項に基づき定めるものとする。

また、国は、鳥獣保護事業計画に係る基本指針を5年ごとに作成する際、以下の1)及び2)の選定の考え方に基づき、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向及び捕獲難易度等を総合的に勘案して、対象となる鳥獣の見直しを行うものとする。

- 5 -

1) 次のアまたはイのいずれかに該当する鳥獣とする。

ア 狩猟の対象として資源的価値等を有するもの。

イ 生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が相当程度認められ、一般的に狩猟の対象となり得るものとして、その捕獲等により個体数の抑制が期待できるもの。

2) 狩猟鳥獣とした場合、当該鳥獣の捕獲等がその生息の状況に著しい影響を及ぼすおそれのないこと。

② 保護管理の考え方

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、都道府県は関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努めるものとする。

国は全国的な狩猟鳥獣保護の見地から必要に応じて捕獲等の制限を行うとともに、都道府県においても猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

さらに、都道府県は被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣について、狩猟による捕獲等を活用しつつ、特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止及び地域個体群の存続を図るものとする。

(3) 外来鳥獣

① 対象種

本来、我が国に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入された鳥獣とする。

② 管理の考え方

外来鳥獣の適切な管理のため、国は自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況や生態系等への影響について把握に努めるものとする。

農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする。

また、国は、必要に応じて特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）及び特定外来生物被害防止基本方針に基づく特定外来生物の指定と防除の公示を行い、防除事業を実施し、被害の防止に努めるものとする。

なお、都道府県内に本来生息地を有しておらず、人為的に当該都道府県の外部から導入され、当該都道府県で被害を生じさせている鳥獣についても、必要に応じて上記に準じて国及び都道府県は捕獲等による管理に努めるものとする。

(4) 一般鳥獣

① 対象種

希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

② 保護管理の考え方

- 6 -

一般鳥獣の適切な保護管理のため、国及び都道府県は自然環境保全基礎調査及び個別の種ごとの調査等により生息状況等の把握に努めるものとする。

また、国及び都道府県は全国的な分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。特に生息数が著しく増加又は減少している鳥獣については特定計画の積極的な作成及び実施により、被害の防止や地域個体群の存続を図る。

2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方

(1) 広域的な保護管理が必要な鳥獣

隣接する都道府県の区域を越えて広域的に分布又は移動する鳥獣、孤立した地域個体群の分布域が複数都道府県にまたがる鳥獣及び被害の管理を関係する複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体及び専門家等が幅広く連携し、鳥獣の行動圏の大きさ、季節移動の有無、生息状況、繁殖力、地域個体群の長期的な動向、農林水産業等への被害の状況等を総合的に勘案し、広域的な保護管理の方向性を示す広域保護管理指針（以下「広域指針」という。）やそれに基づく特定計画の作成による保護管理が求められている。こうした取組は広域的な鳥獣保護管理を進める上で効果的であることを踏まえ、安定的な地域個体群の維持及び被害の軽減を図るよう努めるものとする。

(2) 保護管理について特に配慮が必要な鳥獣

半島や離島等の地理的条件等により生息分布が隔離しており、鳥獣の地域個体群の維持に留意すべきであるが、当該地域個体群の鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る顕著な被害が生じている場合には、効果的に被害の軽減を図りつつ地域個体群の維持を図るため、都道府県において特定計画の作成や、必要に応じて捕獲数制限のための入猟者承認制度を活用することにより、きめ細かな保護管理に努めるものとする。

(3) 渡り鳥及び海棲哺乳類

国境を越えて移動する渡り鳥や海域を生息地とする海棲哺乳類については、国及び地方公共団体は以下の考え方により適切な保護管理に努めるものとする。

① 我が国に渡来する渡り鳥の保護については、関係国との国際的な連携・協力を図るとともに、鳥獣保護区及び特別保護地区の指定を適切に進める。

② 法の対象となる海棲哺乳類については、科学的なデータの収集を図るとともに、生息状況や地域個体群の動向、漁業への影響などを踏まえ、必要な保護管理方針を検討し、地域個体群の存続を図る。

なお、国は法第80条に基づく法の適用除外となる鳥獣であつて海棲哺乳類については、関係行政機関との連携・協力の下、その生息や保護管理の状況に関する情報の収集に努め、他の法令による適切な保護管理が図られないと認められるときは、速やかに適用除外種の見直し

7

を検討する。

3 鳥獣保護に関する調査研究の推進

科学的・計画的な鳥獣保護事業を推進するためには、これを支える鳥獣の分布や種生等の自然環境に関する情報だけでなく、農林水産業等への被害や中山間地域の人口等の社会科学的情報も必要である。

また、自然界という不確実な対象を把握するため、事業の実施状況についてのモニタリングを適切に実施し、その結果を評価することによって事業へのフィードバックを行う順応的な管理も不可欠である。

このため、国及び都道府県は自然環境等に係る調査を行うとともに、情報収集体制の整備による情報蓄積を図るものとする。さらに、効果的なモニタリング手法の開発等の鳥獣保護管理に資する研究についても推進するものとする。

また、国は、鳥獣の生態、生息状況及び捕獲技術等に関する調査及び研究並びに科学的・計画的な鳥獣保護管理の基礎となる鳥獣関係統計及び野生鳥獣情報システムについて必要に応じた見直しを進めるものとする。

さらに、II第七のうら全体的、国際的な鳥獣の保護の見地から必要と認められる事項について調査を実施するほか、特に、渡り鳥の飛来経路や鳥獣の重要な繁殖地などの情報収集及び分析を行うため、標識調査に加え、発信機を使用した調査等により、きめ細かな鳥類の移動経路に係る情報収集を進めるものとする。

なお、海棲哺乳類、ネズミ、モグラ類などこれまでの情報の集積が少ない鳥獣については、国及び都道府県においてこれらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施するとともに、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図るものとする。

第三 特定計画制度の推進

1 広域的な鳥獣保護管理

(1) 広域的な鳥獣保護管理の考え方

隣接する都道府県を越えて広域的に分布又は移動する鳥獣の地域個体群（以下、「1」において「地域個体群」という。）の保護管理に当たり、対象鳥獣の生態的及び地域的な特性、被害の発生状況により、単独の都道府県による特定計画の作成と実施だけでは安定的な地域個体群の維持や十分な被害対策が望めない場合には、これまでの広域的な鳥獣保護管理に係る取組事例及び以下の考え方も踏まえ、広域指針の作成による保護管理に努めるものとする。

① 広域保護管理指針の作成

広域指針の作成に当たっては、特定計画の作成に準じて、対象とする地域個体群の分布域に係る行政機関及び団体等が連携して②で示す「広域協議会」を設置して作成するものとする。

広域指針が作成された場合には、関係都道府県は当該広域指針との整合を図りつつ特定計画が作成されるよう努め、適切な保護管理事業を実施するものとする。

- 8 -